

氏名 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

次の10の文章の正誤を示し、正しければ番号に○を、誤っている場合には、その誤った個所に二重の取消線を引きなさい（10分間ミニテストなので理由まで書かなくても良いが理由を十分考えること）。

- 01 故意は、加害の意思を意味し、行為者が侵害あるいは結果発生を意欲した場合にしか認められない。過失についても、意思の緊張を欠いたという内心の心理状態に対する非難である、として意思の態様と理解するのが現在の学説の多数説である。
- 02 交通事故の被害者が、事故による負傷自体は軽微であったのに、将来を悲観して自殺したとき、加害者は、被害者の遺族に対し、死亡による損害を賠償しなければならない。
- 03 1982年4月に生じた事故につき、1984年10月に提訴され、1989年11月に控訴審の最終口頭弁論が終結した医療過誤訴訟において、医師の過失の有無（医師の注意義務の程度）を判断する際に基準となるのは、裁判ですべての証拠が明らかになった1989年11月における医療の水準である。
- 04 最高裁判決は、ルンバールショック事件で、不法行為責任を追及するための因果関係の立証には、自然科学的に一点の疑いもない証明が必要であるとした。
- 05 工場の煤煙が工場周辺の農作物に被害を与えた大阪アルカリ事件で、大審院は、事業から生ずるかもしれない損害を予防するために右事業の性質に従い相当の設備を施した以上は、他人に損害を被らせても故意過失がないとした。
- 06 雑誌記事によってある株式会社の悪い噂が広がり、業績が悪化し倒産してしまったところ、報道された事実が真実でなかったことが後に判明した場合には、真実を報道する重い責任がある以上、報道機関は過失の有無にかかわらず、損害賠償責任を負う。
- 07 大学病院に勤める専門分化した診療科の医師でも離島の開業医でも、およそ人の生命・健康に重大な影響を与える仕事である以上、払うべき注意義務の程度は異ならない。
- 08 過失責任の原則とは、「自らの行為につき過失があった者は、行為の結果生じた損害全部の賠償責任を負わなければならない」との原則である。一方で、自分の行為について万全の注意を尽くしていても、結果として他人に生じた損害を賠償しなければならない場合がある。
- 09 有名人の氏名や肖像には経済的価値があり、無断で商業宣伝に使用すれば、損害賠償責任が生じる。有名競走馬の名前も所有者に無断で使用すれば、所有者は損害賠償を求めることはできる。
- 10 一般的に、他人の違法な行為についてまで予見する義務はない。たとえば、歩道との間にガードレールがある道で、ガードレールの切れ目から飛び出して横断する歩行者の存在は予見する必要がないから、そうした歩行者に接触して転倒・負傷させた自動車の運転手は、スピードの出し過ぎや脇見などの事情がない限り、不法行為責任を負わない。